

時代を読む

渡辺 利夫



尖閣諸島は日本固有の領土である。日本政府が明治十八年以來、数度の現地調査を重ね、ここがいずれの国にも属さない無人の島であることを確認したうえで、同二十八年の閣議決定により正式に日本領土として編入した。閣議決定に清国側からの異論はなく、尖閣の領有権が日本に属することは国際的な認知を得ることもなかった。第二次世界大戦での敗北後、尖閣諸島はサンフランシスコ講和条約により米国の施政権下に入ったものの、昭和四十七年の沖縄返還と同時に同諸島の施政権も日本のものとなった。

尖閣諸島の領有権を中国が主張するようになったのは、

尖閣諸島には「領土問題は存在しない」。尖閣の実効支配を妨げるものは何もない。東

知らない人は居るまい。こうした挑発が全くなく、この海域が静かに打ち過ぎていたのであれば、また万一侵犯が起ったとして、日本政府がこれを公然と排除するための行動に打って出るといのであれば、石原知事とてあえて公的資金による尖閣購入など

た。那覇地検は「日中関係への配慮」という政治的判断をもって船長を釈放してしまつた。法と証拠のみをもって起訴、不起訴処分は厳格な決定を職務とする地検に、このような判断ができるはずもない。首相官邸が地検に圧力をかけて、司法手続きの歪曲を迫つたことの帰結である。

状が船長の手届けられることはなかった。起訴状が被疑者に二月以内を送達されなければ、「公訴棄却」になるという日本の刑事訴訟法に則つて、この五月十七日に事件は決着した。

尖閣衝突事件、公訴棄却へ

国連が東シナ海底調査を行い、この海域の大陸棚に豊富な石油が埋蔵されている旨の報告書を出した後の同四十六年のことであつた。平成四年には「領海法」なる国内法を制定し、尖閣を台湾に付属する領土だと規定した。

京都の石原慎太郎知事が民間所有者から尖閣を購入する構想を発表したことに対して、日本国内にも異論があるようだが、どうしてか。

いう「奇策」を用いることもなかつたはずである。日本政府が尖閣問題に対して、ほとんど無策であることを憂慮しての石原知事の行動なのである。

この対応を訝る国民の不服申し立てにより、那覇検察審査会が組成され、二度にわたつて起訴相当を議決。これにより、強制起訴が可能となつたのは幸いであつた。今年三月十五日には、那覇地裁による指定弁護士が検察官役となつて漁船船長を公務執行妨害罪などで強制起訴し、起訴状を船長宛てに送達した。しかし、尖閣は自国領とする中国政府独自の解釈により、起訴

ことがよくある。尖閣の命運尽きる日がやがてやってくる。

日本は主張に理があることは明白である。その意味で、

巡視船に体当たりさせるといふ挑発的な行動に出たことを

一昨年九月の漁船衝突事件に対する日本政府の事後処理は、思い起すのも恥ずかしいほどに無様なものであつた。

この五月十七日に事件は決着した。

（拓殖大学総長・学長）